

平成16年第3回
美唄市議会臨時会会議録
平成16年11月11日（木曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第57号 平成16年度美唄市一般会計補正予算（第3号）（予算審査特別）
- 2 議案第58号 平成16年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 3 議案第59号 平成16年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 4 認定第1号 平成15年度美唄市一般会計決算認定の件（決算審査特別）
- 5 認定第2号 平成15年度美唄市民バス会計決算認定の件（決算審査特別）
- 6 認定第3号 平成15年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 7 認定第4号 平成15年度美唄市老人保健会計決算認定の件（決算審査特別）
- 8 認定第5号 平成15年度美唄市下水道会計決算認定の件（決算審査特別）
- 9 認定第6号 平成15年度美唄市土地地区画整理事業会計決算認定の件（決算審査特別）

- 10 認定第7号 平成15年度美唄市介護保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 11 認定第8号 平成15年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 12 認定第9号 平成15年度市立美唄病院事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 13 認定第10号 平成15年度美唄市水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 14 認定第11号 平成15年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 第3 議案第60号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第4 議案第61号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第5 意見書案第22号 米の需給適正化と価格安定に関する意見書
- 第6 意見書案第23号 郵政分割民営化の中止を求める意見書
- 第7 意見書案第24号 介護保険の見直しと充実に関する意見書
- 第8 意見書案第25号 生活保護費国庫負担金の負担率引き下げに関する意見書

◎出席議員（20名）

議長	中西 勇 夫 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君

4 番 白 木 優 志 君
 5 番 小 関 勝 教 君
 6 番 福 庄 計 夫 君
 7 番 土 井 敏 興 君
 8 番 谷 内 八重子 君
 9 番 長谷川 吉 春 君
 10 番 米 田 良 克 君
 11 番 古 関 充 康 君
 12 番 矢 部 正 義 君
 14 番 川 本 政 芳 君
 16 番 本 郷 幸 治 君
 18 番 紫 藤 政 則 君
 19 番 荘 司 光 雄 君
 20 番 林 国 夫 君
 22 番 長 岡 正 勝 君

◎欠席議員（2名）

13 番 谷 村 孝 一 君
 15 番 内馬場 克 康 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
 総 務 部 長 板 東 知 文 君
 市 民 部 長 三 谷 純 一 君
 保健福祉部長兼福祉事務所長
 安 田 昌 彰 君
 経 済 部 長 天 野 修 二 君
 建 設 部 長 酒 巻 進 君
 水 道 部 長 加 藤 誠 君
 市立美唄病院事務局長
 堀 川 泰 雄 君
 消 防 長 佐 藤 賢 治 君
 総務部総務課長 奥 山 隆 司 君
 総務部総務課総務係長 阿 部 良 雄 君

教育委員会委員長 藤 井 忠 一 君
 教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君
 教育委員会教育部長 吉 田 讓 君

選挙管理委員会委員長

熊 野 宗 男 君

選挙管理委員会事務局長

稲 村 秀 樹 君

農業委員会会長

西 館 隆 志 君

監 査 委 員 佐 藤 昭 雄 君
 監 査 事 務 局 長 遠 藤 等 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 谷 津 敬 一 君
 次 長 和 田 友 子 君
 総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

収入役伊藤順一君、農業委員会事務局長秋場勝義君はそれぞれ公務のため欠席いたします。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

22番 長岡正勝君

1 番 吉岡文子君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第57号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第3号）ないし順序14、認定第11号平成15年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上14件を一括議題といたします。

本件についてそれぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第57号ないし議案第59号の以上3件について、林予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長林 国夫君（登壇） ただいま議題となりました議案第57号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第3号）、議案第58号平成16年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）及び議案第59号平成16年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）の以上3件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、11月1日、委員会を招集し、審査いたしました。

議案第57号の質疑の主な点を申し上げます。

1点目は、総務費についての質疑では、9月8日の台風被害に関する職員の時間外手当の対応について、公共施設の倒木などの処理についての質疑に対し、答弁といたしまして、職員の時間外については専決処分をし、その内容は197名で317万6,712円、また単価は平均単価で支給をした。公園の倒木の一部については、市民に提供したほか、大部分は最終処分場に搬送し、チップに加工している。防風林の倒木については、空知支庁と処理につい

て協議中であるとの答弁でありました。

2点目は、衛生費についての質疑では、このころの健康増進事業の内容についての質疑に対し、答弁といたしまして、子どもを取り巻く環境が深刻化しており、乳幼児期から青年期への一貫した心の健康づくりが重要となっているため、地域を基盤とした市民活動を活発化させ、地域が子どもを育てる力を高めることや関係機関等による支援体制のシステム化を図っていくとの答弁でありました。

次に、労働費については、緊急地域雇用特別対策事業についての雇用創出の効果と2事業の内容についての質疑があり、答弁といたしまして、2事業で16名の雇用の効果であり、事業の内容としては、産消協働型地域ビジネス創出調査事業は鳥肉、鶏卵の生産加工販売など地鶏による地域ビジネスの課題の整理、ビジネスモデルの提案と商品企画の検討などを行う。

また、ソフトランディングパイロット事業については、チャレンジモデルとして地域養鶏の飼育や生産を試験的に行い、事業性の検討や産地形成にかかわる課題の整理と方向性を取りまとめるとの答弁でありました。

また、農業費については、農業用ハウス処理支援事業の事業費と内容についての質疑に対し、答弁といたしましては、ハウス被害の大半を占めるビニール等の廃棄物処理を適正に行うため、農協と処理経費を負担し合い、被害農家の軽減と適正処理を図るもので、86トンのビニール等を処分する経費運賃として事業費201万0,750円と試算し、この半額を予算措置したとの答弁でありました。

以上、議案第57号に対する主なる質疑であ

りました。

次に、議案第58号及び議案第59号については、質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第57号ないし議案第59号の以上3件については、原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、認定第1号ないし認定第11号の以上11件について、川本決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長川本政芳君（登壇） ただいま議題となりました決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、11月2日、11月4日及び11月5日、11月8日及び11月9日の5日間、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の冒頭、総務部長から認定第1号ないし認定第11号についての補足説明があり、引き続き代表監査委員からそれぞれの認定案件について総括的所見がありました。

その後、認定第1号平成15年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入り、以下その主なものについて申し上げます。

まず、歳出、第1款議会費、第2款総務費については、1、勧奨退職について、美唄市の退職金の支給ルールに反していたのかとの質疑に対し、私自身美唄市の勧奨にかかわる退職金の支給要綱で退職金を受けたが、今後国家公務員の取り扱いに準拠すべきとの判断から要綱の改正を行う必要があり、そのためにまずみずから勧奨での割増分の相当額を報

酬の引き下げで返還しようとするものの答弁。

2、本市の災害対策、危機管理体制について、避難場所についての質疑に対して、地区別に50カ所あり、また広域避難場所として23カ所を指定している。地震の際の避難場所について、耐震構造になっているのか、調査が行われているのかとの質疑に対して、避難場所は安全な場所を確保している。調査については、各小学校及び公共施設について調査しているが、昭和56年以前の建物については耐震構造かは不明なものもある。道立高校は、耐震工事が終わっており、災害時には協力したいとのお話があったので、今後避難場所として指定するか検討したいとの答弁。

次に、第3款民生費、第4款衛生費については、1、間口除雪の対応についての質疑に対して、受付終了後であっても状況が変わっても必要になった人には追加で受け付けるとの答弁。

2、応急生活資金貸付事業についての質疑に対して、規定では連帯保証人は市内に1年以上居住し、独立の生計を営むものとなっている。市は、たすけあい金庫の原資を社協に貸し付けているが、たすけあい金庫事業は社協の事業なので、年金生活者でも連帯保証人になれるか申し入れを行いたいとの答弁。

3、ごみ処理有料化についての質疑に対して、これまでの議会議論の経過を踏まえ、平成18年度を目途に実施することで考えているとの答弁。

4、市は環境ISOに取り組むなど、環境優等市を目指していく気持ちはないのかとの質疑に対して、市、市民、事業者が環境保全の

大切さを認識し、3R運動や環境マネジメントを推進する必要があると考えている。市としても率先して取り組んでいきたいとの答弁。

次に、第5款労働費、第6款農林費については、冬期援護制度が大きく変わろうとしている。給付実態の状況を伺いたいとの質疑に対し、通年雇用奨励金は対象者20名で給付額が899万円、冬期雇用安定奨励金は対象者155名で3,203万円、冬期技能講習給付金は対象者358名で3,759万円、冬期技能講習助成金は2団体、358名で747万円となっているとの答弁。

直播は、コスト削減のために取り組んだと思うが、実施戸数はどうか。品種改良は進んでいるか。他市町村の動向はどうかとの質疑に対し、平成15年では14戸、品種改良は多収性から平成16年からはあきほから大地の星に変えたが、直播用品種ではない。育種が必要。他市町村では、平成14年資料だが、全道では伸びている。この中でも美唄は全道一の面積。20市町村ぐらいあるが、それぞれ増減はまちまちとの答弁。

3、今回の台風18号で防風林はどのくらいの被害があったのかとの質疑に対して、市有防風林は被害区域面積113.36ヘクタールで、被害実面積は12.02ヘクタール、国有防風林については空知森林管理署管内全体で被害区域面積は83ヘクタールあるが、森林管理署に聞いたところ、美唄市分の被害面積は押さえていないとの答弁。

次に、第7款商工費、第8款土木費については、1、生協の空き店舗対策と今後のまちづくりの考え方に対する質疑に対して、空き店舗対策は重要な問題であり、生協移転後1階を駐車場と考えているが、活用方法につい

ては生協の意向もあり、今後関係機関と協議していきたいとの答弁。

2、除排雪について、昨年からブロック制に変わった、その状況についての質疑に対して、平成14年まで21地区の車道、2地区の歩道除雪を委託により実施、平成15年より除雪作業の均一化、効率化を図るため、広域ブロック化を実施しているとの答弁。

3、公共サイン調査研究事業の内容についての質疑に対して、平成14年からワーキンググループ活動をしており、平成15年度に基本デザインを決定し、平成15年度では基本設計により設計契約などについて検討を行っているとの答弁。

次に、第9款消防費、第10款教育費については、1、中央小学校フェンスのかさ上げ部分が本当に必要であったのかどうか。計画性を持った整備が大切ではないかとの質疑に対し、平成7年度設置の金属フェンスをナイロン製ネットでかさ上げした部分の倒壊であり、基礎や支柱は専門業者の施工であったが、予想を上回る暴風雪により崩壊したものである。

また、かさ上げについては、地域住民の方々と学校及び野球指導関係者と協議しながら整備してきたものであるとの答弁。

次に、第11款災害復旧費ないし第15款予備費については、職員の給与の低下、自立に向けた職員の配置、行政のスリム化等についての質疑、答弁がありました。

次に、認定第2号平成15年度美唄市民バス会計決算認定の件については、1、バス運行に対し受託者との緊張感を持って安全運転に努めるべきとの質疑に対し、始業前点検実施状況などの報告をさせているが、今後定時及

び随時検査を実施し、安全運転に努めるとの答弁。

次に、認定第3号平成15年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件については、疾病などの分析を行い、実態、傾向などを把握すべきではないかとの質疑に対し、国保連合会のデータをもとに分析している。この結果に基づき、健康推進課と連携して保健指導などに努めているとの答弁。

次に、認定第5号平成15年度美唄市下水道会計決算認定の件については、地方交付税の減少に伴う財源対策についての質疑に対し、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により生じる資金不足を補うため、資本費平準化債の元金への拡大分に対応するとの答弁。

次に、認定第6号平成15年度美唄市土地区画整理事業会計決算認定の件については、銀河通の進捗率が77%となっており、残り23%で完成見込みのようだが、残事業費18億円余、事業期間3年程度、前倒しにより6カ月の短縮が図られると聞いているが、その後の状況、完成見込みの質疑に対して、前倒しによる事業期間の短縮を図る考え方には変わりはなく、18年度末の供用開始に向けて進めているとの答弁。

次に、認定第7号平成15年度美唄市介護保険会計決算認定の件については、介護保険制度と支援費制度との関連についての質疑に対し、現在国において被保険者と受給者の範囲について検討されているが、関係団体などからの意見もあり、全国市長会を通じて慎重な対応を要請しているとの答弁。

次に、認定第9号平成15年度市立美唄病院

事業会計決算認定の件については、1、経営のポイントは医師の確保と充足が大切というが、市長は医師の確保についてどのような見通しを持っているのかとの質疑に対して、医師の確保については非常に厳しい。札幌医大第4内科にも行ってきた。第4内科からは、第4内科にこだわることなく、第2内科、北大や旭川医大へ依頼したり、関係機関へのアドバイスをいただいた。議会が終わり次第、北大や旭川医大など精力的に陳情したいとの答弁。

2、医師確保がメインではあるが、病院が生き残り、市民の信頼を勝ち取る姿をつかまなければならない。市職員の市立病院への受診などについて不団結がある。どう考えているかとの質疑に対し、緊急の状況であることは認識している。自覚を持って全精力を傾けるが、職員にも協力を願っていききたいとの答弁。

次に、認定第10号平成15年度美唄市水道事業会計決算認定の件については、減価償却費が給水原価計算の構成要素になっているが、計算に入れないこともある。考え方を聞きたいとの質疑に対して、減価償却費を給水原価の構成要素としない方法があることは承知している。15年度は、これまでと同様に計算している。どちらがよいか今後検討したいとの答弁。

次に、認定第11号平成15年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件については、以前に工業用水道の水源を上水道の水源に切りかえることができないのか質問したことがあるが、その後の経過はどうなっているのかとの質疑に対し、北海道経済産業局に工業用水道

事業の現状を説明し、指導を仰いだところ、事業を廃止すれば補助金の返還が必要となる。水利権の一部を上水道事業に切りかえる場合には、補助金の返還は必要ないとの回答があった。上水道事業に切りかえるとしても、浄水場、配水池の新設など莫大な費用が必要になるが、今後他市町村への給水などを含め検討したいとの答弁。

次に、認定第1号ないし認定第11号に対する総括質疑に入りました。

1、美唄市の自立を目指した財政運営の基本方針について。

2、行政効果の検証可能な市民にとってわかりやすい決算様式について。

3、予算中心主義から決算中心主義への転換について。

4、アウトソーシングと民営化及び契約のあり方について。

5、職員に勇気とやる気を高めるための考え方について。

6、水道事業に対する危機管理についての質疑、答弁がありました。

なお、歳入全般についてないし認定第4号平成15年度美唄市老人保健会計決算認定の件及び認定第8号平成15年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件については、質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号、認定第3号及び認定第4号については、異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第2号、認定第5号ないし認定第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 これより議案第57号ないし議案第59号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第59号平成16年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）の以上3件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、認定第1号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成15年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして討論に参加いたします。

結論から先に申し上げますと、私の立場は認定に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べま

す。

平成15年度の政府予算は、アメリカの軍備増強の要請にこたえ、インド洋派遣の新鋭イージス護衛艦に1,365億円、ボーイング767空中給油輸送機に247億円などに見られるように、自衛隊の海外派兵の準備に力を入れてきました。平成15年度の政府予算は、前年に比べ10.7%の減、税以外の収入は3兆5,581億円、19.4%の減少となり、新たに発行する国債の総額は36兆4,450億円にもなり、国債発行の30兆円枠を掲げた14年度に比べ21.5%の大幅な増加となりました。この結果、国債依存度は44.6%となり、過去最悪の予算でありました。小泉内閣が不良債権処理を強引に推し進めた結果、企業のリストラ、倒産が相次ぎ、1年間に完全失業者が25万人もふえ、361万人にもなり、雇用者所得は9兆円も減少しました。さらに、医療、介護、年金、雇用保険など社会保障のあらゆる分野で3兆2,400億円もの国民負担を増加させる内容でありました。

こうした政治的状況の中で編成された平成15年度の予算でありましたが、その執行に当たっては理事者をはじめ関係職員の並々ならぬご努力に敬意を表するものであります。

本市一般会計における歳入総額は、190億5,459万3,000円余、歳出総額は189億3,600万円余となり、歳入歳出差引き残高は1億1,851万5,000円余であります。実質収入額では、1億1,846万9,000円の黒字となっています。

歳入では、市税が21億8,175万2,000円余で、前年比で1億5,975万7,000円余の減収となり、本市の不況が一層進んでいることを示しており、地方交付税は74億7,052万7,000円で、前年より1億3,039万円のマイナス、自主財源の

構成比は前年より3.5%も下がり、25.4%となり、本市の財政基盤の脆弱さが一層あらわになり、極めて厳しい財政状況にあります。このことが歳出の面でも大きく影響し、ほとんどの分野で市民生活を大きく圧迫する内容になっています。とりわけ福祉行政にそれが顕著にあらわれています。

民生費では、美唄市老人クラブ連合会運営費補助金や単位老人クラブ運営補助金、美唄市身体障害者福祉協会補助金などを連続して減額するなど、およそ障がい者や高齢者に優しい福祉のまちづくりとは言えないものであります。

また、本市の基幹産業である農業の分野でも、生産者が将来に展望の持てる具体的な施策では不十分さを残しています。

さらにまた、農道離着陸場は利用料としての収入はわずか6万6,820円に対し、管理運営費が約545万円であり、思い切った改善が急がれます。

土木費では、市営住宅の建設や市民要望の強い道路、側溝整備では一定の改善が見られるものの、多くの道路、側溝の整備がおくれており、とりわけ南美唄地域ではそれが顕著であります。

教育の分野では、老朽化している幼稚園、小学校の改築がおくれています。

こうした多くの問題点を残している予算の執行は、部分的には評価できるものの、全体としては市民の要望からかけ離れたものであり、認定しがたいものであります。市民の願いである住民本位の市政の発展のためにも、国による住民生活を見放した地方財政の圧迫などに対しても、市長は国に対して言うべき

ことははっきりと物を言う姿勢を貫き、地方自治の本旨である、国の悪政から市民の生活を守るため、その先頭に立つことを新市長に期待して、討論を終わります。

●議長中西勇夫君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成15年度美唄市一般会計決算認定の件について、私は賛成の立場で討論に参加いたします。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

賛成する理由の1つは、予算の執行管理の評価であります。不納欠損の発生やら多額の流用についての取り扱いについては、監査報告にも指摘があり、さらには決算審査特別委員会でもその指摘が重ねてなされたところがあります。しかし、地方交付税75億円余の歳入の確保、さらには地方債、とりわけ交流拠点施設整備にかかわる12億5,000万円に上る過疎債の確保、これらは財政執行当局の努力の成果として大いに評価をしたいというふうに考えております。

いまの美唄市の財政状況は、先ほどの長谷川議員の反対討論にもありましたとおり、財源依存率が74.8%という、この高さが顕著にあらわしているとおり、自主財源の乏しさとあわせて硬直した義務的経費の増嵩等、まさに硬直度がますます高まっているということは事実であります。しかし、この多くは国の地方財政対策、とりわけ地方交付税の圧縮、さらには三位一体改革と称する地方財政への締めつけ等に起因をしているものであり、美唄市はその荒波に立ち向かう限られた力を発揮しても抗すすべがない現実がまさにありま

す。

2つ目の賛成の理由は、主要施策の概要から読み取れる3つの施策に関する評価であります。

1つは、福祉のまちづくり条例の制定であります。福祉のまちづくり条例は、だれもが安心して生きるため、そして暮らすことを目指し、まちづくりの理念や市民、事業者、行政の役割などを明らかにした条例であり、ともに支え合う地域社会づくりを基本とした地域福祉計画の策定とともに、美唄発全国展開の特筆すべき取り組みとして高く評価できます。

2つ目は、地域経済の発展を目指した交流のまちづくりの推進のためのピパの湯ゆ〜りん館の建設であります。昨年12月19日のオープンから市内外の入館者はすでに34万人を超え、35万人に迫る勢いがあります。地域経済の波及効果は、新たに雇用等の人、そして地元の食材、さらには地元で調達できるものは調達をするという受託業者の考え方、すなわち人、金、物の流れにより12億円を生み出したと承知をしています。運用面では、利用料金制を採用し、市が赤字補てんを行わない最良の方法を選択しました。さらに、市の収入としては入湯税ほか年間5,000万円程度が見込まれるとともに、建物の改修に備えるための基金を創設するなど、開拓記念厚生会館東明閣の二の舞にならないよう万全の備えをすることができました。

3つは、市町村合併についての取り組みであります。合併ではなく自立の道を選択したことあります。市議会議員22人全員で立ち上げた特別委員会22人の総意による要望を受

けて、市長みずから考え方を示し、市民アンケートによる合意形成、そして決定をした自立の道は、首長、市民、そして議会がそれぞれの役割をみごとに果たした出来事として、私は高く評価をしています。

以上申し上げた3つの取り組みは、いずれも前市長井坂紘一郎氏が発議し、市の職員が行動を起こし、議会で激論を闘わせ、しっかりと市民との合意形成を図った上での取り組みでした。まさに8年間の井坂市政の集大成であり、今後の美唄市の進むべき道の基盤をつくったと言って過言ではないと私は信じています。改めて退任された前市長のご貢献、ご苦勞に対し感謝の誠をささげたいと思います。

次に、若干の意見でございますが、新市長に対して行財政の執行上のご意見を申し上げます。新市長は、3万人市民のトップとして美唄市の、そして美唄市民の自立の道の先頭に立たれる、その責任の重大さ、これを十分に意識をされていることと思います。先ほど財政の執行上のところで申し上げましたように、いま美唄には深刻で緊急性のある政策課題があります。市立病院の再生と労災病院の生き残りのための医師確保を中心とした新しい総合病院づくり、さらには25億円を超える事業費の確保を前提にした最終処分場の建設やごみの広域処理、有料化を含むごみ問題、そして自立推進プランの策定があります。これらの課題に挑戦する前提として、まず1つは信頼を回復する措置であります。私は、今議会で勸奨退職金問題を取り上げました。そして、具体的な指摘をいたしました。市長は、取り扱いが適正でなかったと認め、

道義的責任をとることとあわせ、加算退職金について北海道市町村職員退職手当組合に裁定を求める手続きをとることについて検討することを約しました。追及された結果とはいえ、非を認め、非を正す姿勢を示されたことは高く評価したいと思います。

そこで、お願いですが、対応措置が決まった後には市民に明らかにしてほしいことを求めます。全く問題はありませんと受けとめている市民へ正しいメッセージを発することが市民の信頼回復に欠くべからざることだと考えます。

2つは、けさの北海道新聞の報道にもありましたように、地方交付税が2カ年で平均30%の削減、まさに衝撃的な記事が載っています。このことが実行に移されますと、すぐ美唄市は財政再建団体に転落をいたします。財政の破たんに至ります。このような財政の状況を直視されて、市民に約束をされた三十数項目の公約の実行に当たっては、財政規律を保つこと。そして、実現性のある地に足のついた施策であることについて市民理解を得るよう合意形成を図ってから着手すべきであると考えます。

財政問題に対するもう1点は、財政構造改革へのシステム構築元年とすべきことであります。すでに申し上げたとおり、美唄市の依存財源率の高さはこれからの財政の再建は小手先とか単なる減量経営とか問題先送り、一過性のことでは財政が立ち行かないことは事実であります。まちづくり基本条例の制定により、政策の決定過程から市民が参加をし、さらにその選択した政策を検証し、そして評価をする、その3情報の共有と参加のシステ

ムを構築をすることが第一であります。あわせて、公共事業の圧縮部分についてもいまの入札制度ではなくて、金が安ければいいという発想からその他の要素を入札に当たって加える、いわば政策入札の導入をすべきであります。そのことによって、美唄市が進めるまちづくりへ事業者が貢献をできる、こういうふうになっていくと思います。ＩＳＯ等の環境に力を入れているか、男女共同参画、女性の雇用率が高い、障がい者福祉等、障がい者雇用等の福祉に力を入れているか。さらに、公正労働を担保しているか。これらを業者決定に当たっての条件に付す、いわゆる総合評価型の入札制度の導入、このことを含めた財政構造改革へのシステム構築元年にすべき、このことをお願いを申し上げたいと思います。市長に期待をする市民を信じて、活力ある美唄、生き生き美唄づくりに邁進してください。

市長提案の議題について、賛成討論がこれで終わることなく、これからも私ができることを心から期待をしております。饒舌発言の嫌いがあることを反省しつつ、認定第１号について議員の皆さんのご賛同をお願いし、私の討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員のこの後の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第１号平成15年度美唄市一般会計決算認定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、認定第２号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、認定第２号平成15年度美唄市民バス会計決算認定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、認定第３号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

９番長谷川吉春君。

●９番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました認定第３号平成15年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に、結論を申し述べますと、私の立場は認定に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

小泉内閣は、一昨年、空前の国民負担の増加を盛り込んだ医療制度の大改悪を多くの国民の反対を押し切って国会を通過させました。国民の命綱ともいふべき医療制度を改悪し、これを断ち切ろうとする小泉内閣の冷酷非情な正体をこれほど浮き彫りにしたものはありません。大不況のもとでの医療の大改悪は、国民の暮らしと健康をますます悪化させることとなりました。

その第1は、平成15年4月からサラリーマンなどの本人と家族の入院時の窓口負担を3割に引き上げること、70歳未満の年金生活者、いわゆる被用者保険の退職者も本人と家族の入院時の負担を2割から3割に引き上げられました。この結果、70歳未満の世代は、2歳児以下を除いて外来・入院どもすべて3割負担に引き上げられました。

また、3,700万人が加入する政府管掌健康保険は、総報酬制にした上で保険料をそれまでの7.5%から8.2%に値上げをしました。これは、1人当たり平均で年間3万円の負担増加になりました。

第2には、平成14年10月から70歳以上の窓口負担が大幅に引き上げられました。以前の定額制と負担の上限を取り払い、患者の自己負担が医療費の1割に引き上げられました。

さらに、重大なのは、6カ月を超える入院患者を医療の必要の低い社会的入院とみなして患者に新たな負担を増加させたことであります。こうした小泉内閣による医療制度の大改悪という政治的背景の中で本会計が執行されたわけであります。

平成15年度の国保会計は、歳入決算額は34億7,233万1,550円に対して、歳出決算額は33

億4,554万9,301円となり、差引き1億2,678万2,249円の黒字となっています。本市においては、市民の50%の世帯が国民健康保険に加入していますが、その70%が1世帯の年間総所得金額が120万円以下です。市民にとっては、高い国保税が大きな負担になり、滞納率が12.1%という数字になってあらわれています。そして、たび重なる医療費の値上げが市民生活の圧迫に一層拍車をかけ、本来国民の命と健康を守る制度が高い保険税と医療費のために健康を阻害するという深刻な事態が生まれています。

自民党政府は、国庫負担率を45%から38.5%に切り下げ、保険基盤安定制度の名目で低所得者に対する保険料の法定減額分を国の4分の3の負担を2分の1に減らして、低所得者が多いため、収納率の低い自治体にはペナルティーとして国庫支出金を減額するなど、徹底した自治体負担、国民負担を押しつけてきました。こうした医療改悪路線が深刻な受診抑制を招き、病状を悪化させる治療中断をもたらし、病気の早期発見、早期治療の大きな障害になっています。こうした事態を根本的に改善するためには、国の法的な責任を明らかにし、医療政策の転換が必要であります。

本市には、平成15年度末で約5億円の基金積立金があり、これは加入世帯1世帯当たり約7万円になります。これは、これまで市民に過重な負担をかけてきた結果であります。市民の負担軽減に使うべきであります。

市長は、国保税が高くて医者にもかかれないという市民の声を真剣に受けとめ、医療制度の抜本的な改善のため、国に対し強く働きかけ、市民の命と健康を守るため全力を尽く

すことを期待して、討論を終わります。

●議長中西勇夫君 7番土井敏興君。

●7番土井敏興君（登壇） ただいま議題となりました認定第3号平成15年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

結論から申し上げます、私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由を申し述べさせていただきます。

国民健康保険制度は、我が国の医療保険の根幹をなす極めて重要な柱として、相互扶助の精神に基づき、地域住民の健康と福祉の増進に大きな役割を果たしてきていますが、税制改正、長引く景気低迷の影響による保険税収入の伸び悩みや少子高齢化、医療の高度化に伴う医療費の増嵩、前期高齢者医療制度の創設等により、国民健康保険などの医療保険の財政は極めて厳しい状況下にあります。こうした現況の中であって、本市の決算状況を見ると、平成15年度決算においては歳入歳出差引きで1億2,678万3,000円の黒字となっておりますが、実質単年度収支では422万7,000円の黒字であります。このことは、平成13年度より保険税の資産割を徴収していないにもかかわらず、健全運営に向け努力を重ねてきたものと評価するものであります。

しかしながら、本市の国民健康保険を取り巻く環境については、前段申し上げました景気低迷に伴う失業者の増加、消費の落ち込みから自営業者にも深刻な影響を及ぼし、さらには基幹産業であります農業における農産物価格の低迷、さらには消費構造の変革による収益の減少等により、一層その厳しさが増す

ものと考えられます。特に本市においては、低所得者の方や高齢者を多く抱え、医療費の占める割合が高いことから、財政基盤は脆弱であり、その事業運営は容易でないと思われます。今後中長期的な展望に立った保健・医療・福祉が連携したよりきめ細やかな施策を検討され、また国の医療制度改革及び三位一体改革の動向を見きわめながら、より一層の適正化、効率化を図り、将来にわたって安定的な財政運営が確保されることをご期待申し上げ、私の討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第3号平成15年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、認定第4号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました認定第4号平成15年度美唄市老人保健会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は認定に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

自民党政府は、平成13年1月の医療制度の改悪に引き続き、平成14年10月、平成15年4月からと連続して老人医療制度の改悪を行ってきました。その結果、高齢者の生活はますます深刻な事態に追い込まれています。

平成15年の本会計の規模は、歳入44億7,025万5,248円に対し、歳出では44億9,184万5,281円となり、差引き2,159万0,033円の歳入不足となりましたが、本会計は数字的なものではなく、予算執行の内容が結果として国が進めている医療改悪を老人保健の中に持ち込み、社会保障の精神を否定し、高齢者の医療の悪化につながるものであります。

市長は、市民の生活と健康を守るために、また老人医療費の無料化など、真の社会保障の確立のために努力するとともに、国に対しても積極的に働きかけることを期待して、討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号平成15年度美唄市老人

保健会計決算認定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、認定第5号ないし認定第11号の以上7件について一括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

19番荏司光雄君。

●19番荏司光雄君(登壇) ただいま一括議題となりました7件のうち、私は認定第9号平成15年度市立美唄病院事業会計決算認定の件について、原案どおり認定することに賛成いたします、その立場で討論に参加をいたします。

以下、その理由と若干の意見、要望を申し上げます。

提案された報告書の総括事項の第1として、業務報告をいただきましたが、その後段に「自治体病院として市民の健康維持増進のため、新たに脳ドック検診を始めたほか、医療総合相談室を設置し、受診や入退院にあたって困っていることや不安なことなどに対して総合的な相談支援を行い、安心して治療や療養に専念できる環境作りを目指しました。また、人件費の削減など経営状況の改善に努めましたが依然として、経営状況は厳しい状況にあることから経営健全化計画を基本として更に経営の健全化を進めてまいります。」実に淡々と語られております。

しかし、委員会におけるこの会計の質疑は、市立病院の存廃をも視野に入れ、真剣、そして深刻な質疑が続きました。このことについて委員会で私が質疑した内容を含めて、賛成に対する認識を申し上げます。

平成15年度市立病院会計決算に対する監査委員の決算審査意見書から重要部分を拾い上げてみました。まず、経営成績の推移では、当年度未処理欠損金は平成13年度29億6,800万円余、平成14年度30億0,200万円余、平成15年度は30億8,700万円と年々ふえていることをまず押さえておく必要があります。ただし、これは減価償却等のすべての費用計算をしている欠損金でありまして、いわゆる単年度の運転資金等とのかかわりからいえば別枠の問題ではありますが、全体の企業としての状況としてまず押さえておく必要があります。

収益の基礎を占める診療収益の内訳では、入院、外来合わせて対前年度比4,300万円の減となっております。診療取扱人員は、これも入院、外来合わせると1万1,600人余の減となっており、業務量の下さがり傾向はとどまることを知らない状況であります。

一方、費用の面を見ますと、総額では前年度対比で1億3,400万円余が減じられていますが、その大宗は人件費の1億2,900万円余が中心であります。平成15年度第5次病院健全化計画の大前提である新たな不良債務を発生させないことについては、ぎりぎり448万8,000円を減少させたものの、その分母総額は実に15億1,000万円を超えているのであります。診療収益の総額が23億4,600万円と比べて、この不良債務額の比率は全く資金繰りができない状況を示しています。そのことは、決算審査特別委員会質疑でただしましたが、流動比率が20.5%、酸性試験比率が20.2%と前年度をさらに下回って苦しくなっております。

私は、平成14年度の第3回定例会で市立病院の決算認定の賛成討論を行いました。いわ

ゆる平成13年度の不良債務の発生の異常性について指摘しました。それは、この不良債務は当時15億6,300万円、言えば平成9年度から5年という短期間に発生したものであります。医療制度の改悪や薬価制度の改悪など、外的要因がありましたが、もっとそれ以上に私は内部要因が大きいのではないかと疑念を強くしているからであります。この内部要因は、むしろ進化し続け、ことしの状況を見ると産婦人科医の外来のみ、また内科に至っては固定医不在と信じられない自体も予想されると。その上に現院長、整形外科を担当されている副院長も来年定年退職と聞いております。この間井坂市長、澤田院長が中心になって、懸命に各大学や各人脈を通じながら医師確保を努力していたことを思い出し、改めて前市長のご苦勞を評価するものであります。

この過程を通じて、なぜうちの市立病院が本当にどこへ行っても、美唄の市立病院といったら聞かれれば、それは行く先生がいませんと、この一言で教授等から言われるというのが現況と伺っております。少なくとも、内部に要因なくしてこの辺の問題についての答えは出てこないのではないかと、私はそのように考えます。

そこで、本当に昭和18年開院の美唄で最大の歴史を誇り、また実績を積み上げてきた市立病院最大のピンチであります。私は、美唄の医療機能は人材を含めて美唄自立の宣伝柱となることを長年主張し続けてきた者として、ここで旗をおろすことにはならないとかたく信じています。市立病院は、設置者は市長であり、その主体は市民であります。地域医療のかなめであると同時に、市民の身近にあっ

て、市民の家庭医であり、主治医の役割を担っています。したがって、本年第1回定例市議会で市立病院会計予算について賛成討論で申し上げた内容を思い出し、このことを中心に要望いたします。

1つには、ピンチはチャンス。新しい夢に挑戦する意識を持つこと。

2つには、人の心をつかめない運営や改革は市民や患者の信頼を勝ち取れない。このことを認識してほしい。

3つには、よもや市立病院がつぶれることはないといった大企業病院の、あるいは公務員病院的な考え方は捨て去ること。だからといって、病院のいまの現況の中で足が浮き足立つようなことについては厳に慎むこと。

4つには、病院のみならず、市職員全員が自分たちの問題として再自覚する問題であることを確認すべきです。

5つには、病院職員は1人ひとりが市立病院の創業者である市民感覚を持つこと。そして、目的を1つにすることです。

ここでまた、最大の設置者美唄市長のリーダーシップと力量が問われることになります。

最後に、新桜井市長はこの地域医療問題には具体的に医師確保を約束されました。

また、美唄らしい総合病院をつくることも明言されました。市立病院の医師問題は、まさにスクランブル体制で臨まねばなりません。緊急事態であります。その手腕を大きく期待して、私の討論といたします。議員各位には、よろしくご賛同をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号平成15年度美唄市下水道会計決算認定の件ないし認定第11号平成15年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上7件は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第3、議案第60号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件及び日程の第4、議案第61号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第60号及び議案第61号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第60号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、三宅雅登委員が9月30日付をもって任期満了となりましたので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き三宅雅登氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第61号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、三浦洋嗣委員が9月30日付をもって任期満了となりましたので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き三浦洋嗣氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第60号及び議案第61号について提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第60号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第60号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第61号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第61号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第5、意見書案第22号米の需給適正化と価格安定に関する意見書ないし日程の第8、意見書案第25号生活保護費国庫負担金の負担率引き下げに関する意見書の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第22号について、4番白木優志君。

●4番白木優志君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第22号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせてい

たきます。

米の需給適正化と価格安定に関する意見書

16年産米の作況は全国的に豊作基調にありましたが、8月の価格形成センターの入札でも大幅な米価の下落と大量の不落札が生じ、また道内では9月の18号台風の影響等により生産者の不安が高まっております。

このまま今年産米の価格が暴落すれば、大きな打撃を受けるのは農業収入で経営と生活を支える主業農家など担い手農家であり、担い手の育成が強調されている地域水田農業ビジョンそのものが、崩壊する危険性をもっております。米政策改革はスタート年から大きくつまずいてしまうことになります。生産者が米政策改革に安心して取り組むためには、米の需給適正化と価格の安定が不可欠であり、緊急の対策課題でもあります。

ついては、米の需給適正化と価格安定が図られるよう、下記の事項について強く要望します。

記

1. 政府米の適正備蓄数量（100万トン）への回復などを図るため、16年産米について最低限40万トン以上の政府買入を早急に行うこと。

なお、この際、備蓄米のうち主食用に供することのできない古い備蓄米については、飼料用などで処分し、その分の数量を買い入れすること。

2. 16年産米の政府買入に当たっては、都道府県間流通米を基本とし集荷円滑化対策の実施状況や過去における買入数量等を十分勘案すること。

3. 15年産米の民間流通在庫の優先販売などを図るため、政府備蓄米を当分の間、売り渡しを停止すること。

4. 米の安定供給を図るため、豊凶による過度な市場価格の乱高下を防止するための措置を早急に講ずること。

また、水田が果たす国土・環境保全などの多面的機能（外部経済効果）に対する、環境等直接支払政策を具体化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年11月11日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第23号ないし意見書案第25号の以上3件について、1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第23号ないし意見書案第25号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

郵政分割民営化の中止を求める意見書

郵政事業は、非営利・国営の事業として郵便・貯金・保険の三事業一体で共通の経費を割安にして運営され、あまねく公平に、「公共の福祉の増進」「国民経済生活の安定と福祉の増進」を目的として130年余りにわたり、営まれてきました。

民営化するということは、営利を目的とする株式会社になることであり、もうからない地域からの撤退や採算の取れないサービスを

止める自由を得るということになります。採算が取れなくても国民に必要なこと（ユニバーサルサービス・政策料金・福祉サービス）が公社の仕事です。小口や過疎地へのサービスはコストが高いため、民間では採算が取れないという理由から切り捨てられる危険があります。民間金融機関の店舗のない町村が全国で542ある中、2万4,700の郵便局がすべての町村を網羅し年金の受け取りなどその社会的な役割は極めて大きなものです。

ユニバーサルサービス＝全国あまねく、公平に、なるべく安く（日本郵政公社法第19条第1項に明記）が維持されるためには、三事業一体での運営とユニバーサルサービスコスト分の保障が必要です。9月10日の臨時閣議で決定された郵政民営化の基本方針は、窓口ネットワークを含めた四事業の自立、預金保険料等を支払い、民間同様の事業を行うとしています。郵政公社の試算でも、民営化会社が新たに負担することになる納税額が、国税、地方税を合わせ、年間5,330億円にものぼるとの結果が出されています。また、預金保険料も郵貯資金が233兆円だとすると、1,970億円必要となります。この方向では、今までのような事業運営ができず、もうからない地域からの撤退、つまり廃局が過疎へき地だけでなく都市部でも懸念されます。全国一律の料金でどこでも届く郵便制度が維持できるかも危惧されます。過疎化・高齢化・市町村合併・JAの統廃合などが進む中で全国津々浦々どの市町村にも存在し、ワンストップ行政サービスとして住民票の交付などの業務を始めている郵便局がなくなっていくことは、身近な財産管理・運用の場・行政サービスの場を失

うこととなります。盲人郵便の無料、心身障害者団体の低料第三種郵便などの社会的・福祉的な郵便サービスも危うくなります。阪神淡路大震災では、無料小包の配達や通帳・証書なしでの非常取扱、保険金の非常即時払が行われましたが、近い将来必ず訪れるといわれている南海大地震の際に、民営化でこのようなサービスができるのか憂慮されます。

よって、衆・参両議院及び政府におかれましては、これまで培ってきた郵政事業の積極面をよく考慮され、山間へき地の振興と地域の支援に欠かすことのできないこの郵政事業を守るために、国民合意を得られるまで郵政事業の民営化は行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年11月11日

北海道美唄市議会

介護保険の見直しと充実に関する意見書

2005年度、保険制度の見直しが行われようとしています。

しかし、今検討されている見直し案は「介護費用の増加を極力抑える」という立場から、国民への負担とサービスの抑制を強く押し出しています。

例えば、利用者負担割合について、財務省の財政審議会では現行の1割から2～3割負担への引き上げ案を出しています。

また、施設利用について、施設での居住費、部屋代や光熱費、食費の負担の見直しを掲げ、これが全額自己負担となれば特別養護老人ホーム入居者負担は月10万円以上になります。さらに、デイサービスの食事負担も検討中で

す。

また「自立支援」をキーワードに据え、要支援、介護度1の軽度の要介護者を援助対象から除外し、新予防給付へと再編成していく案も検討しています。

これが強行されると、少しでも暮らしをよくするための介護保険の利用が著しく制限されることになります。

よって、政府においては、一方的にサービスの抑制と切り捨てや、利用料の負担増を招くことなく、介護保険のより一層の充実のための対策を進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年11月11日

北海道美唄市議会

生活保護費国庫負担金の負担率引き下げに関する意見書

政府においては、昨年12月の「三位一体の改革に関する政府・与党の合意」を踏まえ、現在、生活保護費国庫負担金について、負担率の引き下げを含めた見直しを検討しており、平成17年度から実施することとしています。

しかしながら、生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が自らの責任のもと、国民生活の基盤を支える基礎的なサービスとして実施すべきものであり、直接執行するかどうかを問わず、その経費は、本来国が、そのすべてを負担すべき性格のものであります。

したがって、負担率の引き下げは、国の責任放棄であり、「三位一体改革」に名を借りた地方への一方的な負担転嫁にすぎないものといわざるを得ません。

また、見直しが実施されると、厳しい状況に直面している地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなり、断じて容認できません。

よって、国会及び政府に対し、地方分権時代にふさわしい地方財政基盤を確立する観点に立ち、生活保護費国庫負担金の負担率の引き下げを行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年11月11日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第22号ないし意見書案第25号の以上4件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第22号米の需給適正化と価格安定に関する意見書ないし意見書案第25号生活保護費国庫負担金の負担率引き下げに関する意見書の以上4件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は、全部議いたしました。

これをもって、平成16年第3回美唄市議会

臨時会は閉会いたします。

午前11時28分 閉会

